

平成 30 年
第 5 回土岐市議会定例会議案

平成30年11月27日（第1日）

平成30年第5回土岐市議会定例会議事日程（第1日）

平成30年11月27日（火曜日）午前9時開議

日程第1	会議録署名議員の指名		
日程第2	会期の決定		
日程第3	議第83号	平成30年度土岐市一般会計補正予算（第4号）	} 別冊
日程第4	議第84号	平成30年度土岐市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）	
日程第5	議第85号	平成30年度土岐市駐車場事業特別会計補正予算（第1号）	
日程第6	議第86号	平成30年度土岐市介護保険特別会計補正予算（第2号）	
日程第7	議第87号	土岐市部設置条例について……………	1
日程第8	議第88号	土岐市職員定数条例の一部を改正する条例について……………	5
日程第9	議第89号	土岐市定年前に退職する意思を有する職員の募集等に関する条例について……………	7
日程第10	議第90号	土岐市職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例について……………	13
日程第11	議第91号	土岐市消防団中核拠点施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について……………	15
日程第12	議第92号	土岐市営グラウンドの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について……………	17
日程第13	議第93号	土岐市下水道事業等の地方公営企業法全部適用に伴う関係条例の整備に関する条例について……………	19
日程第14	議第94号	土岐市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について……………	25
日程第15	議第95号	土岐市・瑞浪市介護認定審査会共同設置規約の変更について	30
日程第16	議第96号	土岐市・瑞浪市障害者総合支援認定審査会共同設置規約の変更について……………	32
日程第17	議第97号	土岐市立児童館の指定管理者の指定について……………	34
日程第18	議第98号	土岐市総合福祉センター・ウエルフェア土岐の指定管理者の指定について……………	35
日程第19	議第99号	土岐市老人福祉センターの指定管理者の指定について……………	36

日程第 20	議第100号	土岐市福祉施設ひだまりの指定管理者の指定について……	37
日程第 21	議第101号	土岐市保健福祉センター・すこやか館の指定管理者の指定について……	38
日程第 22	議第102号	土岐市駄知公園運動広場の指定管理者の指定について……	39
日程第 23	議第103号	土岐市営肥田グラウンドの指定管理者の指定について……	40
日程第 24	議第104号	土岐市営曾木グラウンドの指定管理者の指定について……	41
日程第 25	議第105号	債権の放棄について……	42
日程第 26	議第106号	債権の放棄について……	43
日程第 27	議第107号	債権の放棄について……	44
日程第 28	議第108号	債権の放棄について……	45
日程第 29	議第109号	債権の放棄について……	46
日程第 30	議第110号	債権の放棄について……	47
日程第 31	議第111号	債権の放棄について……	48
日程第 32	議第112号	債権の放棄について……	49
日程第 33	議第113号	損害賠償の額を定めることについて……	50

議第 8 7 号

土岐市部設置条例について

土岐市部設置条例を別紙のように定めるものとする。

平成 3 0 年 1 1 月 2 7 日提出

土岐市長 加 藤 靖 也

提案理由

行政組織機構を見直すため、この条例を定めようとする。

土岐市部設置条例

土岐市部設置条例（平成6年土岐市条例第12号）の全部を改正する。

（部の設置）

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第158条第1項の規定に基づき、市長の権限に属する事務を分掌させるため次の部を置く。

総務部

市民生活部

健康福祉部

地域振興部

建設水道部

（分掌事務）

第2条 各部の分掌事務は、次のとおりとする。

（1） 総務部

- ア 議会及び市の行政一般に関すること。
- イ 文書に関すること。
- ウ 情報公開に関すること。
- エ 契約に関すること。
- オ 情報推進に関すること。
- カ 防災に関すること。
- キ 総合企画、調整及び調査に関すること。
- ク 財政に関すること。
- ケ 組織及び事務の管理に関すること。
- コ 統計に関すること。
- サ 秘書及び褒賞に関すること。
- シ 国際交流に関すること。
- ス 広報広聴に関すること。
- セ 職員に関すること。
- ソ 財産の管理に関すること。
- タ 他の部の所管に属さないこと。

(2) 市民生活部

- ア 生活安全に関する事。
- イ 交通安全に関する事。
- ウ 環境政策に関する事。
- エ 環境保全に関する事。
- オ 公害対策に関する事。
- カ 廃棄物に関する事。
- キ 住宅政策に関する事。
- ク 市営住宅に関する事。
- ケ 戸籍及び住民基本台帳に関する事。
- コ 国民健康保険に関する事。
- サ 国民年金に関する事。
- シ 市税に関する事。

(3) 健康福祉部

- ア 社会福祉に関する事。
- イ 介護保険に関する事。
- ウ 保育園及びこども園に関する事。
- エ 保健衛生に関する事。
- オ 病院事業に関する事。
- カ 地域医療に関する事。

(4) 地域振興部

- ア まちづくり及び地域振興に関する事。
- イ 人口減少対策に関する事。
- ウ 商工業及び鉱業に関する事。
- エ 観光に関する事。
- オ 農業、林業、畜産業及び水産業に関する事。
- カ 土地改良に関する事。

(5) 建設水道部

- ア 道路、橋りょう及び河川に関する事。
- イ 地籍調査に関する事。

- ウ 都市計画に関すること。
- エ 開発に関すること。
- オ 建築に関すること。
- カ 浄化槽の設置に関すること。
- キ 雨水ポンプ場に関すること。

(委任)

第3条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(土岐市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正)

第2条 土岐市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（昭和55年土岐市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「地球環境村・クリーンパーク土岐（以下「クリーンパーク土岐」という。）」を「次の処理施設」に改め、同条第2項の表以外の部分を削る。

(土岐市水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第3条 土岐市水道事業の設置等に関する条例（昭和41年土岐市条例第25号）の一部を次のように改正する。

第3条中「水道部」を「建設水道部」に改める。

(土岐市水道事業経営審議会設置条例の一部改正)

第4条 土岐市水道事業経営審議会設置条例（昭和50年土岐市条例第33号）の一部を次のように改正する。

第9条中「水道部水道課」を「建設水道部上下水道課」に改める。

議第 88 号

土岐市職員定数条例の一部を改正する条例について

土岐市職員定数条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

平成 30 年 11 月 27 日提出

土岐市長 加藤 靖也

提案理由

機構改革に伴い職員の定数を見直すため、この条例を定めようとする。

土岐市職員定数条例の一部を改正する条例

土岐市職員定数条例（昭和43年土岐市条例第20号）の一部を次のように改正する。

第1条中「事業」の次に「及び下水道事業」を加える。

第2条第1項の表市長の事務部局の項定数の欄中「419人」を「408人」に改め、同表選挙管理委員会の職員の項定数の欄中「1人」を「4人」に改め、同表監査委員の事務局の職員の項定数の欄中「1人」を「兼務2人」に改め、同表教育委員会の事務局の職員の項定数の欄中「26人」を「25人」に改め、同表公平委員会の職員の項定数の欄中「1人」を「兼務2人」に改め、同表水道事業の事務部局の職員の項中「事業」の次に「及び下水道事業」を加え、同項定数の欄中「13人」を「22人」に改め、同表合計の項定数の欄中「943人」を「938人」に改める。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

議第 89 号

土岐市定年前に退職する意思を有する職員の募集等に関する条例について

土岐市定年前に退職する意思を有する職員の募集等に関する条例を別紙のように定めるものとする。

平成 30 年 11 月 27 日提出

土岐市長 加藤 靖也

提案理由

応募認定退職制度を導入するため、この条例を定めようとする。

土岐市定年前に退職する意思を有する職員の募集等に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、定年（土岐市職員の定年等に関する条例（昭和59年土岐市条例第21号）に規定する定年をいう。以下同じ。）前に退職する意思を有する職員の募集等に関し必要な事項を定めるものとする。

(定年前に退職する意思を有する職員の募集)

第2条 任命権者は、定年前に退職する意思を有する職員の募集であつて、次に掲げるものを行うことができる。

- (1) 職員の年齢別構成の適正化を図ることを目的とし、定年から15年を減じた年齢以上の年齢である職員を対象として行う募集
- (2) 職制の改廃を円滑に実施することを目的とし、当該職制に属する職員を対象として行う募集

(募集実施要項の作成及び周知)

第3条 任命権者は、前条の規定による募集（以下「募集」という。）を行うに当たっては、当該募集に関し次に掲げる必要な事項を記載した要項（以下「募集実施要項」という。）を当該募集の対象となるべき職員に周知しなければならない。

- (1) 前条各号の別
- (2) 第6条第1項の規定により認定を受けた場合に退職すべき期日又は期間
- (3) 募集をする人数
- (4) 募集の期間
- (5) 募集の対象となるべき職員の範囲
- (6) 募集実施要項の内容を周知させるための説明会を開催する予定があるときは、その旨
- (7) 第5条第1項の規定による応募（以下「応募」という。）又は応募の取下げに係る手続
- (8) 第6条第2項の規定による通知の予定時期
- (9) 次条第3項に規定する時点で募集の期間が満了するものとするときは、

その旨及び同項に規定する応募上限数

(10) 募集に関する問合せを受けるための連絡先

(11) 前各号に掲げるもののほか、募集に関し必要と認められる事項であつて規則で定めるもの

2 任命権者は、募集実施要項に前項第5号に掲げる職員を記載するときは、当該職員の範囲に含まれる職員の数前項第3号に規定する募集をする人数（以下「募集人数」という。）に1を加えた人数以上となるようにしなければならない。ただし、前条第2号に掲げる募集を行う場合は、この限りでない。

3 任命権者は、募集実施要項に募集の期間を記載するときは、その開始及び終了の年月日時を明らかにしなければならない。

（募集の期間の延長及び満了）

第4条 任命権者は、募集の目的を達成するため必要があると認めるときは、募集の期間を延長することができる。

2 任命権者は、前項の規定により募集の期間を延長した場合には、直ちにその旨及び延長後の募集の期間の終了の年月日時を当該募集の対象となるべき職員に周知しなければならない。

3 任命権者が募集実施要項に募集の期間の終了の年月日時が到来するまでに応募をした職員の数前項第3号に規定する募集をする人数（以下この項において「応募上限数」という。）に達した時点で募集の期間は満了するものとする旨及び応募上限数を記載している場合には、応募をした職員の数前項第3号に規定する募集をする人数に達した時点で募集の期間は満了するものとする。

4 任命権者は、前項の規定により募集の期間が満了した場合には、直ちにその旨を当該募集の対象となるべき職員に周知しなければならない。

（応募又は応募の取下げ）

第5条 次に掲げる者以外の職員は、規則で定めるところにより、募集の期間中いつでも応募し、第9条第3号に規定する退職すべき期日が到来するまでの間いつでも応募の取下げを行うことができる。

(1) 岐阜県市町村職員退職手当組合退職手当条例（昭和36年岐阜県市町村職員退職手当組合条例第3号。以下「退職手当条例」という。）第2条

第3項の規定により職員とみなされる者

(2) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される者

(3) 第3条第1項第2号に規定する退職すべき期日又は同号に規定する退職すべき期間の末日が到来するまでに定年に達する者

(4) 地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第29条の規定による懲戒処分（故意又は重大な過失によらないで管理又は監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。次条第1項第2号において同じ。）又はこれに準ずる処分を募集の開始の日において受けている者又は募集の期間中に受けた者

2 前項の規定による応募又は応募の取下げは職員の自発的な意思に委ねられるものであって、任命権者は職員に対しこれらを強制してはならない。

（応募の認定）

第6条 任命権者は、応募をした職員（以下「応募者」という。）について、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、応募による退職が予定されている職員である旨の認定（以下「認定」という。）をするものとする。ただし、次の各号のいずれにも該当しない応募者の数が募集人数を超える場合であって、あらかじめ、当該場合において認定をする者の数を当該募集人数の範囲内に制限するために必要な方法を定め、募集実施要項と併せて周知していたときは、任命権者は、当該方法に従い、当該募集人数を超える分の応募者について認定をしないことができる。

(1) 応募者が募集実施要項又は前条第1項各号の規定に適合しない場合

(2) 応募者が応募をした後、法第29条の規定による懲戒処分又はこれに準ずる処分を受けた場合

(3) 応募者が前号に規定する処分を受けるべき行為（在職期間中の応募者の非違に当たる行為であって、その非違の内容及び程度に照らして当該処分に値することが明らかなものをいう。）をしたことを疑うに足りる相当な理由がある場合、その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合であって規則で定める場合

(4) 応募者を引き続き職務に従事させることが公務の能率的運営を確保し、

又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合

- 2 任命権者は、認定をし、又はしない旨の決定をしたときは、遅滞なく、規則で定めるところにより、その旨（認定をしない旨の決定をした場合においてはその理由を含む。）を応募者に書面により通知するものとする。

（退職すべき期日の通知）

第7条 任命権者が募集実施要項において退職すべき期間を記載した場合には、認定を行った後遅滞なく、当該期間内のいずれかの日から退職すべき期日を定め、規則で定めるところにより、前条第2項の規定により認定をした旨を通知した応募者に当該期日を書面により通知するものとする。

（退職すべき期日の繰上げ又は繰下げ）

第8条 任命権者は、認定を行った後に生じた事情に鑑み、認定を受けた職員（以下「認定応募者」という。）が次条第3号に規定する退職すべき期日（以下この条において「退職すべき期日」という。）に退職することにより公務の能率的運営の確保に著しい支障を及ぼすこととなると認める場合において、当該認定応募者にその旨及びその理由を明示し、規則で定めるところにより、退職すべき期日の繰上げ又は繰下げについて当該認定応募者の書面による同意を得たときは、公務の能率的運営を確保するために必要な限度で、退職すべき期日を繰り上げ、又は繰り下げることができる。

- 2 任命権者は、前項の規定により退職すべき期日を繰り上げ、又は繰り下げた場合には、直ちに、規則で定めるところにより、新たに定めた退職すべき期日を当該認定応募者に書面により通知しなければならない。

（認定の失効）

第9条 認定応募者が次の各号のいずれかに該当するときは、認定は、その効力を失う。

- (1) 退職手当条例第15条第1項各号のいずれかに該当したとき。
- (2) 退職手当条例第19条第1項又は第2項の規定により退職手当を支給しない場合に該当したとき。
- (3) 募集実施要項に記載された退職すべき期日若しくは第7条若しくは前条第2項の規定により応募者に通知された退職すべき期日が到来するまで

に退職し、又はこれらの期日に退職しなかったとき（前2号に掲げるときを除く。）。

(4) 法第29条の規定による懲戒処分（懲戒免職の処分及び故意又は重大な過失によらないで管理又は監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。）又はこれに準ずる処分を受けたとき。

(5) 第5条第1項の規定により応募を取り下げたとき。

（公表）

第10条 任命権者は、この条例の規定による募集及び認定について、募集実施要項（第6条第1項に規定する方法を周知した場合にあっては当該方法を含む。）及び認定応募者の数を公表しなければならない。

（委任）

第11条 この条例の施行に関し、必要な事項は規則で定める。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

議第90号

土岐市職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例について

土岐市職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

平成30年11月27日提出

土岐市長 加藤靖也

提案理由

学校教育法の一部改正に伴い、この条例を定めようとする。

土岐市職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例

土岐市職員の自己啓発等休業に関する条例（平成19年土岐市条例第29号）の一部を次のように改正する。

第4条第2号中「第104条の2第4項第2号」を「第104条第7項第2号」に改める。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

（経過措置）

第2条 この条例による改正後の土岐市職員の自己啓発等休業に関する条例第4条第2号に規定する課程には、学校教育法の一部を改正する法律（平成29年法律第41号）による改正前の学校教育法（以下この条において「旧学校教育法」という。）第104条第4項第2号の規定により旧学校教育法第83条に規定する大学（当該大学に置かれる旧学校教育法第91条に規定する専攻科及び旧学校教育法第97条に規定する大学院を含む。）の課程に相当する教育を行う課程として認められていた課程を含むものとする。

議第91号

土岐市消防団中核拠点施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

土岐市消防団中核拠点施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

平成30年11月27日提出

土岐市長 加藤 靖也

提案理由

濃南分団中核拠点施設を新たに設置することに伴い、この条例を定めようとする。

土岐市消防団中核拠点施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

土岐市消防団中核拠点施設の設置及び管理に関する条例（平成15年土岐市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第2条の表妻木分団中核拠点施設の項の次に次のように加える。

濃南分団中核拠点施設	土岐市鶴里町細野29番地の91
------------	-----------------

附 則

この条例は、平成31年2月10日から施行する。

議第 9 2 号

土岐市営グラウンドの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
について

土岐市営グラウンドの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を別
紙のように定めるものとする。

平成 3 0 年 1 1 月 2 7 日提出

土岐市長 加 藤 靖 也

提案理由

土岐市営鶴里グラウンドを廃止するため、この条例を定めようとする。

土岐市営グラウンドの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

土岐市営グラウンドの設置及び管理に関する条例（平成17年土岐市条例第50号）の一部を次のように改正する。

第2条の表土岐市営鶴里グラウンドの項を削る。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

議第 9 3 号

土岐市下水道事業等の地方公営企業法全部適用に伴う関係条例の整備に関する条例について

土岐市下水道事業等の地方公営企業法全部適用に伴う関係条例の整備に関する条例を別紙のように定めるものとする。

平成 3 0 年 1 1 月 2 7 日提出

土岐市長 加 藤 靖 也

提案理由

土岐市下水道事業等に地方公営企業法の全部を適用し、公営企業会計に移行するため、この条例を定めようとする。

土岐市下水道事業等の地方公営企業法全部適用に伴う関係条例の整備に関する条例

(土岐市特別会計設置条例の一部改正)

第1条 土岐市特別会計設置条例(昭和39年土岐市条例第1号)の一部を次のように改正する。

本則の表土岐市下水道事業特別会計の項及び土岐市農業集落排水事業特別会計の項を削る。

(土岐市農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第2条 土岐市農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例(平成19年土岐市条例第14号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

土岐市農業集落排水処理施設の管理に関する条例

第1条中「設置及び」を削る。

第3条を次のように改める。

第3条 削除

第4条中「市長」を「水道事業及び下水道事業の管理者の権限を行う市長(以下「管理者」という。)」に改める。

第5条第1項ただし書中「市長」を「管理者」に改め、同条第2項第2号中「規則」を「上下水道事業管理規程(以下「規程」という。)」に改める。

第7条第1項中「規則」を「規程」に、「市長」を「管理者」に改め、同条第2項中「市長」を「管理者」に改める。

第8条中「市長」を「管理者」に改める。

第11条中「規則」を「規程」に、「市長」を「管理者」に改める。

第13条第2項、第15条第2項第1号ただし書及び第2号並びに第17条中「市長」を「管理者」に改める。

第18条第1項中「規則」を「規程」に、「市長」を「管理者」に改め、同条第2項中「市長」を「管理者」に改める。

第19条第1項中「規則」を「規程」に、「市長」を「管理者」に改める。

第20条第1項ただし書及び第2項並びに第21条から第24条までの規

定中「市長」を「管理者」に改める。

第25条中「規則」を「規程」に改める。

(土岐市下水道条例の一部改正)

第3条 土岐市下水道条例(昭和59年土岐市条例第20号)の一部を次のように改正する。

第1条中「設置及び」を削り、「並びに」を「及び」に改める。

第3条を次のように改める。

第3条 削除

第3条の3第3号中「規則」を「上下水道事業管理規程(以下「規程」という。)」に改め、同条第5号中「規則」を「規程」に改める。

第3条の4第1号、第3条の5第2号及び第3条の7第5号中「規則」を「規程」に改める。

第4条第2号中「規則」を「規程」に改め、同条第3号中「市長」を「水道事業及び下水道事業の管理者の権限を行う市長(以下「管理者」という。)」に改め、第4号中「市長」を「管理者」に改める。

第6条第1項中「規則」を「規程」に、「市長」を「管理者」に改め、同条第2項中「市長」を「管理者」に改める。

第7条中「規則」を「規程」に、「市長」を「管理者」に改める。

第8条第1項中「市長」を「管理者」に改める。

第12条中「規則」を「規程」に、「市長」を「管理者」に改める。

第13条中「市長」を「管理者」に改める。

第14条第1項中「規則」を「規程」に、「市長」を「管理者」に改める。

第15条第1項中「規則」を「規程」に、「市長」を「管理者」に改め、同条第2項中「規則」を「規程」に、「市長」を「管理者」に改める。

第17条第2項第1号ただし書、第2号及び第3号、第19条、第20条、第22条第1項、第23条第1項ただし書及び第2項並びに第24条中「市長」を「管理者」に改める。

第25条中「規則」を「規程」に改める。

(土岐都市計画下水道事業受益者負担金及び分担金に関する条例の一部改正)

第4条 土岐都市計画下水道事業受益者負担金及び分担金に関する条例（昭和57年土岐市条例第24号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「市長」を「水道事業及び下水道事業の管理者の権限を行う市長（以下「管理者」という。）」に改める。

第3条、第5条、第6条第1項及び第3項、第7条、第8条第2項、第9条、第10条並びに第11条第1項中「市長」を「管理者」に改める。

第12条中「規則」を「上下水道事業管理規程」に改める。

（土岐市水道事業の設置等に関する条例の一部改正）

第5条 土岐市水道事業の設置等に関する条例（昭和41年土岐市条例第25号）の一部を次のように改正する。

題名中「水道事業」の次に「及び下水道事業」を加える。

第1条の見出し中「水道事業の」を削り、同条に次の1項を加える。

2 都市の健全な発達及び公衆衛生の向上に寄与し、併せて公共用水域の水質の保全に資するため、下水道事業（公共下水道事業及び農業集落排水事業をいう。以下同じ。）を設置する。

第1条の次に次の1条を加える。

（法の全部適用）

第1条の2 地方公営企業法（昭和27年法律第292号。以下「法」という。）第2条第3項及び地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号。以下「令」という。）第1条第2項の規定により、下水道事業に法の規定の全部を平成31年4月1日から適用する。

第2条第1項中「水道事業」の次に「及び下水道事業」を加え、同条第2項から第4項までを次のように改める。

2 水道事業の経営の規模は、次のとおりとする。

（1） 給水区域は、土岐市の区域内とする。

（2） 給水人口は、62,000人とする。

（3） 1日最大給水量は、27,900立方メートルとする。

3 公共下水道事業の経営の規模は、次のとおりとする。

（1） 計画処理区域は、土岐市の区域のうち、下水道法（昭和33年法律第79号）第4条第1項に規定する事業計画に定められた区域とする。

- (2) 計画処理区域面積は、2, 010. 7ヘクタールとする。
- (3) 計画人口は、51, 830人とする。
- (4) 計画1日最大処理能力は、23, 300立方メートルとする。

4 終末処理場の名称及び位置は、次の表のとおりとする。

名称	位置
土岐市浄化センター	土岐市御幸町3丁目1番地

第2条に次の2項を加える。

5 農業集落排水事業の経営の規模は、次のとおりとする。

- (1) 計画処理区域は、土岐市鶴里町柿野地区の一部とする。
- (2) 計画処理区域面積は、67. 3ヘクタールとする。
- (3) 計画人口は、990人とする。
- (4) 計画1日平均処理能力は、268立方メートルとする。

6 農業集落排水処理施設の名称及び位置は、次の表のとおりとする。

名称	位置
土岐市柿野浄化センター	土岐市鶴里町柿野1, 753番地

第2条の2中「地方公営企業法（昭和27年法律第292号。以下「法」という。）」を「法」に、「地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）」を「令」に改め、「水道事業」の次に「及び下水道事業」を加える。

第3条中「水道事業の管理者」を「水道事業及び下水道事業の管理者の権限を行う市長（以下「管理者」という。）」に改める。

第6条から第8条までの規定中「水道事業」の次に「及び下水道事業」を加える。

第9条第1項中「管理者の権限を行う市長」を「管理者」に改め、「水道事業」の次に「及び下水道事業」を加え、同条第2項第3号中「水道事業」の次に「及び下水道事業」を加え、「管理者の権限を行う市長」を「管理者」に改め、同条第3項中「管理者の権限を行う市長」を「管理者」に改める。

（土岐市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）

第6条 土岐市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和42年土岐市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「管理者の権限を行う市長（以下「市長」という。）」を

「水道事業及び下水道事業の管理者の権限を行う市長（以下「管理者」という。）」に改める。

第18条、第19条及び第21条中「市長」を「管理者」に改める。

（土岐市水道事業給水条例の一部改正）

第7条 土岐市水道事業給水条例（昭和58年土岐市条例第12号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「管理者の権限を行う市長（第36条及び第37条を除き、以下「市長」という。）」を「水道事業及び下水道事業の管理者の権限を行う市長（以下「管理者」という。）」に改める。

第3条第2項、第4条、第5条、第7条、第8条、第9条第1項及び第2項、第10条、第11条第1項及び第3項、第12条第1項から第3項まで、第14条、第15条第1項及び第2項ただし書、第15条の2、第16条から第18条まで、第19条第1項、第20条、第21条第2項、第22条第1項、第23条、第24条、第27条第2項、第28条、第29条、第31条第1項、第33条第1項の表及び同条第2項ただし書、第34条第1項及び第3項ただし書、第35条、第38条並びに第40条中「市長」を「管理者」に改める。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

議第94号

土岐市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について

土岐市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

平成30年11月27日提出

土岐市長 加藤 靖也

提案理由

訪問看護ステーションの設置及び指定管理者に病院事業を行う施設の管理を行わせることができるようにするため、この条例を定めようとする。

土岐市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

土岐市病院事業の設置等に関する条例（昭和41年土岐市条例第26号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項の表に次のように加える。

土岐市 訪問看護 ステーション ときめき	健康保険法（大正11年法律第70号）第88条第1項に規定する訪問看護
	高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第78条第1項に規定する訪問看護
	介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第4項に規定する訪問看護及び同法第8条の2第3項に規定する介護予防訪問看護

第7条を第12条とし、第6条の次に次の5条を加える。

（指定管理者による管理）

第7条 第2条第2項に規定する病院事業を行う施設の管理は、地方自治法第244条の2第3項の規定により、指定管理者（同項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に行わせることができる。

（指定管理者が行う業務の範囲）

第8条 土岐市立総合病院の指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 診療及び検診に関する業務
- (2) 施設及び設備の維持管理に関する業務
- (3) 法第33条の2の規定により委託する手数料の徴収に関する業務
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務

2 土岐市国民健康保険駄知診療所の指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 診療及び検診に関する業務
- (2) 施設及び設備の維持管理に関する業務
- (3) 法第33条の2の規定により委託する手数料の徴収に関する業務
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務

3 土岐市老人保健施設やすらぎの指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 介護保険法第8条第28項に規定する介護保健施設サービスに関する業務
- (2) 介護保険法第8条第10項に規定する短期入所療養介護及び同法第8条の2第8項に規定する介護予防短期入所療養介護に関する業務
- (3) 介護保険法第8条第8項に規定する通所リハビリテーション及び同法第8条の2第6項に規定する介護予防通所リハビリテーションに関する業務
- (4) 施設及び設備の維持管理に関する業務
- (5) 法第33条の2の規定により委託する手数料の徴収に関する業務
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務

4 土岐市訪問看護ステーションときめきの指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 訪問看護事業に関する業務
- (2) 施設及び設備の維持管理に関する業務
- (3) 法第33条の2の規定により委託する手数料の徴収に関する業務
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務
(指定管理者が行う管理の基準)

第9条 指定管理者は、この条例及び土岐市公の施設における指定管理者の指
定の手続等に関する条例（平成17年土岐市条例第1号）の定めるところに
従い、適正に病院事業を行う施設の管理を行わなければならない。

（利用料金）

第10条 病院事業を行う施設を利用する者は、利用料金（地方自治法第24

4条の2第8項に規定する利用料金をいう。以下同じ。)を納入しなければならない。

2 前項の利用料金の額は、次に掲げるところによる。

(1) 健康保険法、高齢者の医療の確保に関する法律及び介護保険法の規定により算定した額(以下「算定額」という。)

(2) 前号の規定にかかわらず、消費税法(昭和63年法律第108号)第4条の規定により課税の対象となる場合(同法第6条の規定により非課税となる場合を除く。)は、算定額に100分の108を乗じて得た額

(3) 前2号の規定により難しい場合は、別に市長が定める額の範囲内において指定管理者が市長の承認を得て定める額

3 指定管理者は、市長の定める基準により利用料金を減免し、又はこれらの徴収を猶予することができる。

4 第1項の利用料金は、指定管理者の収入として収受させるものとする。

(納入の方法)

第11条 利用料金は、その都度納入しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、入院、老人保健施設及び訪問看護ステーションの利用に係る利用料金は、当該月の初日から末日までに係るものを指定管理者が定める日までに納入しなければならない。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成31年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 次条の規定 公布の日

(2) 第7条を第12条とし、第6条の次に5条を加える改正規定 規則で定める日

(準備行為)

第2条 指定管理者の指定のために必要な手続その他の準備行為は、この条例の施行の前においても、土岐市公の施設における指定管理者の指定の手続等に関する条例の例によりすることができる。

(土岐市職員定数条例の一部改正)

第3条 土岐市職員定数条例（昭和43年土岐市条例第20号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項の表市長の事務部局の項区分の欄中「及び老人保健施設」を「、老人保健施設及び訪問看護ステーション」に改める。

（土岐市立病院使用料、手数料及び利用料徴収条例の一部改正）

第4条 土岐市立病院使用料、手数料及び利用料徴収条例（平成6年土岐市条例第7号）の一部を次のように改正する。

第1条中「条例は、」の次に「土岐市病院事業の設置等に関する条例（昭和41年土岐市条例第26号）に規定する」を加え、「及び土岐市老人保健施設やすらぎ」を「、土岐市老人保健施設やすらぎ及び土岐市訪問看護ステーションときめき」に改める。

第2条第4項を次のように改める。

4 料金は、その都度納入しなければならない。ただし、入院、老人保健施設及び訪問看護ステーションの利用に係る料金は、当該月の初日から末日までに係るものを納入通知書に定める日までに納入しなければならない。

第2条第5項を削る。

議第95号

土岐市・瑞浪市介護認定審査会共同設置規約の変更について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の7第2項の規定により、土岐市・瑞浪市介護認定審査会共同設置規約を別紙のように変更するものとする。

平成30年11月27日提出

土岐市長 加藤 靖也

提案理由

土岐市役所新庁舎建設に伴い、土岐市・瑞浪市介護認定審査会の執務場所を土岐市役所へ移転するため、この規約を変更しようとする。

土岐市・瑞浪市介護認定審査会共同設置規約の一部を改正する規約

土岐市・瑞浪市介護認定審査会共同設置規約（平成17年12月19日議決）の一部を次のように改正する。

第4条中「土岐市土岐津町高山4番地土岐市産業文化振興センター・セラトピア土岐内」を「土岐市土岐津町土岐口2, 101番地土岐市役所内」に改める。

附 則

この規約は、平成31年3月18日から施行する。

議第96号

土岐市・瑞浪市障害者総合支援認定審査会共同設置規約の変更について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の7第2項の規定により、土岐市・瑞浪市障害者総合支援認定審査会共同設置規約を別紙のように変更するものとする。

平成30年11月27日提出

土岐市長 加藤 靖也

提案理由

土岐市役所新庁舎建設に伴い、土岐市・瑞浪市障害者総合支援認定審査会の執務場所を土岐市役所へ移転するため、この規約を変更しようとする。

土岐市・瑞浪市障害者総合支援認定審査会共同設置規約の一部を改正する規約

土岐市・瑞浪市障害者総合支援認定審査会共同設置規約（平成18年3月22日議決）の一部を次のように改正する。

第4条中「土岐市土岐津町高山4番地土岐市産業文化振興センター・セラトピア土岐内」を「土岐市土岐津町土岐口2, 101番地土岐市役所内」に改める。

附 則

この規約は、平成31年3月18日から施行する。

議第97号

土岐市立児童館の指定管理者の指定について

市は、次の条項により指定管理者を指定するものとする。

平成30年11月27日提出

土岐市長 加藤靖也

- 1 施設の名称 土岐市立土岐津児童館
土岐市立妻木児童館
土岐市立駄知児童センター
土岐市立肥田児童センター
土岐市立泉児童館
- 2 指定管理者 岐阜県土岐市下石町1060番地
社会福祉法人土岐市社会福祉協議会
会長 舘林 慶二
- 3 指定の期間 平成31年4月1日から平成36年3月31日まで

議第98号

土岐市総合福祉センター・ウエルフェア土岐の指定管理者の指定について

市は、次の条項により指定管理者を指定するものとする。

平成30年11月27日提出

土岐市長 加藤 靖也

- 1 施設の名称 土岐市総合福祉センター・ウエルフェア土岐
- 2 指定管理者 岐阜県土岐市下石町1060番地
社会福祉法人土岐市社会福祉協議会
会長 舘林 慶二
- 3 指定の期間 平成31年4月1日から平成36年3月31日まで

議第 99 号

土岐市老人福祉センターの指定管理者の指定について

市は、次の条項により指定管理者を指定するものとする。

平成 30 年 11 月 27 日提出

土岐市長 加藤 靖也

- 1 施設の名称 土岐市白寿苑
- 2 指定管理者 岐阜県土岐市下石町 1060 番地
社会福祉法人土岐市社会福祉協議会
会長 舘林 慶二
- 3 指定の期間 平成 31 年 4 月 1 日から平成 36 年 3 月 31 日まで

議第100号

土岐市福祉施設ひだまりの指定管理者の指定について

市は、次の条項により指定管理者を指定するものとする。

平成30年11月27日提出

土岐市長 加藤 靖也

- 1 施設の名称 土岐市福祉施設ひだまり
- 2 指定管理者 岐阜県土岐市下石町1060番地
社会福祉法人土岐市社会福祉協議会
会長 舘林 慶二
- 3 指定の期間 平成31年4月1日から平成36年3月31日まで

議第101号

土岐市保健福祉センター・すこやか館の指定管理者の指定について

市は、次の条項により指定管理者を指定するものとする。

平成30年11月27日提出

土岐市長 加藤 靖也

- 1 施設の名称 すこやか館老人デイサービスセンター
- 2 指定管理者 岐阜県土岐市下石町1060番地
社会福祉法人土岐市社会福祉協議会
会長 舘林 慶二
- 3 指定の期間 平成31年4月1日から平成36年3月31日まで

議第102号

土岐市駄知公園運動広場の指定管理者の指定について

市は、次の条項により指定管理者を指定するものとする。

平成30年11月27日提出

土岐市長 加藤 靖也

- 1 施設の名称 土岐市駄知公園運動広場
- 2 指定管理者 岐阜県土岐市駄知町1343番地の1
土岐市駄知町体育協会
会長 加藤 健治
- 3 指定の期間 平成31年4月1日から平成36年3月31日まで

議第103号

土岐市営肥田グラウンドの指定管理者の指定について

市は、次の条項により指定管理者を指定するものとする。

平成30年11月27日提出

土岐市長 加藤 靖也

- 1 施設の名称 土岐市営肥田グラウンド
- 2 指定管理者 岐阜県土岐市肥田町肥田1697番地の4
土岐市肥田町体育協会
会長 鈴木 雅春
- 3 指定の期間 平成31年4月1日から平成36年3月31日まで

議第104号

土岐市営曾木グラウンドの指定管理者の指定について

市は、次の条項により指定管理者を指定するものとする。

平成30年11月27日提出

土岐市長 加藤靖也

- 1 施設の名称 土岐市営曾木グラウンド
- 2 指定管理者 岐阜県土岐市曾木町407番地の1の1
土岐市曾木町体育協会
会長 花木 達美
- 3 指定の期間 平成31年4月1日から平成36年3月31日まで

議第105号

債権の放棄について

市は、次のとおり債権を放棄したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第10号の規定により議会の議決を求める。

平成30年11月27日提出

土岐市長 加藤靖也

- 1 債権の内容 契約解除に伴う違約金
- 2 債務者 岐阜県岐阜市野一色2丁目1番6号
日装工業株式会社
代表取締役 佐藤 恵子
- 3 放棄する金額 21,168円
- 4 放棄する理由 債務者の破産手続が廃止したことにより、債権を回収することができなくなったため。

議第106号

債権の放棄について

市は、次のとおり債権を放棄したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第10号の規定により議会の議決を求める。

平成30年11月27日提出

土岐市長 加藤靖也

- | | | |
|---|--------|--|
| 1 | 債権の内容 | 土地貸付料 |
| 2 | 債務者 | 個人 |
| 3 | 放棄する金額 | 302,830円 |
| 4 | 放棄する理由 | 破産法に基づく免責決定がなされたことにより、債権を回収することができなくなったため。 |

議第107号

債権の放棄について

市は、次のとおり債権を放棄したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第10号の規定により議会の議決を求める。

平成30年11月27日提出

土岐市長 加藤靖也

- 1 債権の内容 土地貸付料
- 2 債務者 岐阜県瑞浪市薬師町5丁目21番地
株式会社西尾土木部
代表取締役 西尾 強
- 3 放棄する金額 36,905円
- 4 放棄する理由 債務者の破産手続が終結したことにより、債権を回収することができなくなったため。

議第108号

債権の放棄について

市は、次のとおり債権を放棄したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第10号の規定により議会の議決を求める。

平成30年11月27日提出

土岐市長 加藤靖也

- 1 債権の内容 土地貸付料
- 2 債務者 岐阜県土岐市肥田町肥田2247番地の35
株式会社開山窯インターセラム
代表取締役 小木曾 正義
- 3 放棄する金額 27,540円
- 4 放棄する理由 債務者の破産手続が廃止したことにより、債権を回収することができなくなったため。

議第109号

債権の放棄について

市は、次のとおり債権を放棄したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第10号の規定により議会の議決を求める。

平成30年11月27日提出

土岐市長 加藤 靖也

- 1 債権の内容 土地貸付料
- 2 債務者 岐阜県土岐市土岐津町土岐口883番地の4
株式会社山岩砦山礦業所
代表取締役 虎澤 敏彦
- 3 放棄する金額 3,253,140円
- 4 放棄する理由 債務者の破産手続が廃止したことにより、債権を回収することができなくなったため。

議第110号

債権の放棄について

市は、次のとおり債権を放棄したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第10号の規定により議会の議決を求める。

平成30年11月27日提出

土岐市長 加藤 靖也

- 1 債権の内容 土地貸付料
- 2 債務者 岐阜県土岐市下石町304番地の1
合資会社マイホーム
代表社員 加藤 秀之
- 3 放棄する金額 9,369,000円
- 4 放棄する理由 民事再生法に基づく再生計画認可の決定が確定したことにより、債権を回収することができなくなったため。

議第111号

債権の放棄について

市は、次のとおり債権を放棄したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第10号の規定により議会の議決を求める。

平成30年11月27日提出

土岐市長 加藤靖也

- | | | |
|---|--------|--|
| 1 | 債権の内容 | 土地貸付料 |
| 2 | 債務者 | 個人 |
| 3 | 放棄する金額 | 772,700円 |
| 4 | 放棄する理由 | 債務者が死亡、全相続関係人が相続放棄したことにより、債権を回収することができなくなったため。 |

議第112号

債権の放棄について

市は、次のとおり債権を放棄したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第10号の規定により議会の議決を求める。

平成30年11月27日提出

土岐市長 加藤靖也

- | | | |
|---|--------|--|
| 1 | 債権の内容 | 土地貸付料 |
| 2 | 債務者 | 個人 |
| 3 | 放棄する金額 | 201,800円 |
| 4 | 放棄する理由 | 債務者が死亡、全相続関係人が相続放棄したことにより、債権を回収することができなくなったため。 |

議第113号

損害賠償の額を定めることについて

市は、次のとおり物損事故に対する損害賠償の額を定めるものとする。

平成30年11月27日

土岐市長 加藤靖也

平成29年9月19日午後1時55分頃、土岐市駄知町932番地の1地先交差点において、子育て支援課職員が公務のため運転する軽自動車（岐阜480う2951）が相手方の運転する自動車と出合頭で衝突し、当該相手方の自動車を破損させた事故について、市は次のとおり賠償するものとする。

- 1 損害賠償の相手方 男性（土岐市駄知町在住）
- 2 損害賠償の額 500,109円